

平成26年度第2回青森市指定管理者選定評価委員会（会議概要）

- 1 対象施設 青森市文化観光交流施設
- 2 開催日時 平成26年7月7日（月） 13:00～14:00
- 3 開催場所 青森市役所第3庁舎1階会議室
- 4 出席者
  - (1) 選定評価委員 委員長 相馬 紳一郎（市民政策部次長）  
副委員長 鈴木 裕司（総務部理事次長事務取扱）  
委員 舘田 一弥（財務部理事次長事務取扱）  
委員 能代谷 潤治（健康福祉部理事次長取扱事務）  
委員 成田 聖明（教育委員会事務局理事次長取扱事務）  
委員 岩船 彰（青森中央学院大学教授）  
委員 佐々木 信一（東北税理士会青森支部税理士）
  - (2) 施設所管課（事務局） 観光課 課長 渡邊 慶隆  
主幹 横山 明典  
主査 西岡 隆
  - (3) 制度所管課 政策推進課 課長 佐々木 淳  
主幹 福島 清裕  
主事 小野 寛史
- 5 議題 募集要項等に係る審査
- 6 会議概要

募集要項（案）に基づき、事務局（観光課）から、募集の概要、仕様書、選定基準及び責任分担表等について説明。

  - (1) 審議結果

募集要項（案）への指摘事項を修正後、募集に当たることについては、全委員異議なく、全会一致で了承された。
  - (2) 主な質疑内容

委員：募集要項11（3）「著しい利益が生じた場合の取扱い」について、「事業報告において、協定締結時の収支計画を著しく上回る利益が生じた場合、市と指定管理者が協議のうえ、増収分の一定割合を市に納付する」とあるが、「著しく上回る利益」及び「増収分の一定割合」の内容が不明であるので具体的内容を記載すべきではないか。

制度所管課：青森市指定管理者制度導入基本方針においては、「著しく上回る利益」及び「増収分の一定割合」の具体的な内容を示している。

事務局：基本方針の内容どおり記載する。

委員：仕様書10（5）①の「大型ねぶた展示事業」の業務内容について、「ね

ぶた祭本番に出陣した大型ねぶたを4台または5台展示し、毎年、ねぶた祭終了後すみやかに入れ替えること」と記載しているが、展示ねぶたの選定方法や入手方法、入替により展示しなくなるねぶたの処理方法等が明記されていない。具体的にどのように実施するのか、また、その内容を仕様書に記載すべきではないか。

事務局：現在は、指定管理者がねぶたの運行団体と調整のうえ、ねぶた祭で制作者賞を受賞したねぶたを中心に5台選定、買取によって入手し、ねぶた祭終了後すぐに、展示するねぶたを入れ替えている。展示が終了したねぶたは基本的に廃棄となるが、ねぶた面や貼り紙を活用する場合もある。事務局としては、展示ねぶたの選定や入手、入替後の処理、活用等については、指定管理者の創意工夫をもって、より良い内容で実施したいと考えているので、仕様書において詳細な方法を明記、特定はせず、応募者から提案していただくこととしたい。

委員：仕様書10(5)⑧の「館内案内事業」の業務内容について、ねぶたをはじめ、展示物等の説明をするガイドの職員には、学芸員のような資格が必要か。県内外からのお客様に対して、青森ねぶたについて詳しく、きちんと説明できるガイドの配置が重要だと考える。

事務局：ねぶたについては固有の資格というものはない。ガイドにどのような人を配置するのか、また、研修計画をどうするのか、それらの内容については、応募者から提案していただくこととしたい。

委員：施設の中に食品を扱う場所があるが、募集要項、仕様書に食品の衛生に関する記述がない。

事務局：食品の衛生管理については、食品衛生法に基づき対応すべきものであることから、遵守すべき法令等に食品衛生法を追記する。

委員：施設西側の広場の維持管理は指定管理者の業務となるのか。

事務局：施設の敷地であるため、指定管理者が維持管理を行う。